

# 令和7年度 横手市立平鹿中学校部活動運営方針

## 1 部活動の意義と方針の趣旨

### (1) 部活動の意義・目標

- ア 平鹿中生としての自覚と誇りをもって部活動に励む。
- イ 約束や規律を守ることにより、強い意志を育む。
- ウ 自分と向き合い、更なる成長に向かって努力を継続する姿勢を育む。
- エ 自分のよさ、仲間のよさを認め合い、より良いチームワークを育む。
- オ 学習と部活動の両立を図る。
- カ 部活動を通して心身を鍛え、たくましく思いやりのある人間性を育む。

### (2) 部活動運営の基本方針

- ア 全員入部制ではない。入部は3年間継続を基本とする。
- イ 全ての部員は平鹿中の生徒であることを認識し、決まりやマナーを守る。
- ウ 全教職員が、部活動の枠を越えて全生徒の生活指導に当たる。

### (3) 運営の重点

集団生活・団体活動を通して心身を鍛え、文化的教養を高め、品性（礼儀・公正・規律・協力・謙虚）、知力（学習との両立、チームや自身の特性の理解）、活力（心身鍛練・忍耐・意欲）などを育てる。

## 2 適切な運営のための体制整備

### (1) 校長の取組

- ア 横手市教育委員会の方針に則り、毎年度「平鹿中学校の部活動に係る方針」を策定する。
- イ 各部活動担当者が作成した活動方針、活動計画等を公表する。
- ウ 生徒や教師の数を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消の観点から、適正な種目と数の部活動を設定する。
- エ 各部活動の内容を把握し、生徒が安全にスポーツ・文化芸術活動を行い、部活動顧問等の負担が過度とならないように、指導・是正する。

### (2) 部活動担当者の取組

- ア 運動部活動顧問は、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、体力・運動能力の向上につながらないことなどを正しく理解し、分野の特性を踏まえた効率的・効果的なトレーニングの導入により短時間で効果が得られる指導を行う。
- イ 文化部活動顧問は、過度の練習が生徒の心身の負担を与え、文化活動以外の活動に参加する機会を奪うことなどを正しく理解し、分野の特性を踏まえた効率的・効果的な練習・活動の導入により短時間で効果が得られる指導を行う。
- ウ 生徒の運動・文化芸術等の能力向上や、生涯を通じてスポーツ・文化芸術に親しむ基礎を培い、それぞれの目標を達成できるように、コミュニケーションを十分に図り指導する。また、保健体育担当や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における心身の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

### 3 運営の実際

#### (1) 入部・退部・転部の手続きについて

- ア 入部は3年間継続を基本とする。
- イ 入部は保護者と学級担任の理解の下、入部届（1年）、継続届（2、3年）を校長に提出する。
- ウ 退部・転部は、顧問や保護者、学級担任とよく話し合いの上で決める。退部・転部が決定した場合は、退部届と入部届を提出する。

#### (2) 計画の作成について

- ア 部活動の活動状況を把握するため、月ごとの練習計画をその月の初めまでに、校長室前廊下に練習計画を掲示する。また、部活動担当者は保護者へ計画を配布する。変更があった場合は訂正したものを掲示するとともに、保護者へ連絡する。

#### (3) 活動の費用について

- ア 部員数×200円+1万円を生徒会部活動費として運用する。
- イ 中体連主催の大会やコンクール等に出場する際の補助として運用する。
- ウ 物品を注文する際は、部活動担当者が行う。
- エ ア～ウの管理は学校事務職員が行う。

#### (4) 活動時間について

- ア 4月から11月のスクールバス運行開始までの平日は、放課後2時間程度の活動とし、18:30に完全下校とする。スクールバス運行から3月までの平日は、放課後1時間半程度の活動とし、18:00に完全下校とする。
- イ 年間を通じて、休日の活動時間は3時間程度とする。活動可能な時間帯は、原則8:00～16:00とし、練習試合等で時間外に行う場合は、許可を得る。

#### (5) 休養日について

- ア 平日、土日にそれぞれ1日以上部活動休止日を設ける。原則として、平日は月曜日を休養日とする（月曜日が祝日・振替休業日の場合は、火曜日を部休日とする）。
- イ 第1・第3日曜日は部活動休止日とする。
- ウ 定期テストの2日前からテスト勉強のために活動を中止する。ただし、中体連主催・共催、吹連主催などの大会がある場合は、別途考慮する。また、採点業務のため、テスト実施日を部活動休止日とする。
- エ 大会参加などにより、土日（祝日）の両日に活動する場合は、代替休養日を設ける。

#### (6) 大会やコンクールへの参加について

- ア 年度初めに「大会参加同意書」を部員に配布し、保護者の同意を得て、校長に提出する。
- イ 各種大会に参加する場合は、管理職に事前に許可を得る。
- ウ 大会参加計画書を作成し、校長、教頭、各学年主任の5名と共有する。

## 4 生徒の安全確保・事故防止について

### (1) 事故防止のマネジメント（安全管理・指導体制）

ア 活動に伴う身体的事故防止に努める。また、事故が発生した場合、部活動担当者は、速やかに管理職、養護教諭と連絡をとり、ケガなどについては「日本スポーツ振興センター」等の手続きを行う。

イ 活動は、部活動担当者の指導の下で実施し、生徒のみの活動は認めない。主担当者が学校行事や会議等により、活動に支障がある場合は中止または副担当者対応とする。職員会議や研修会、PTA等が行われる場合は、原則全校部活動休止日とする。または、会議等終了まで待機する。

ウ 活動終了後は、生徒が下校するまで部活動担当者が見届ける。

### (2) 施設・設備・用具等の管理

ア 活動場所は、各部に割り当てられた場所を使用する。他の部が使用する場合は、部活動担当者同士で調整する。活動終了後は、窓や屋外への出入り口の施錠を確実に行う。

イ 屋内（ギャラリースペース、トレーニングスペース、コモンホール、廊下等）でのボールの使用については、どこに飛んでも周囲を破損する恐れのない柔らかいボールでの活動は構わないが、それ以外の校内でのボール使用は禁止する。

### (3) 環境条件への対応

ア 夏季休業中は、熱中症対策として比較的涼しい時間帯に活動をする。また、活動終了後に体調不良を訴える可能性もあるため、経過観察も含めた勉強やクールダウンの時間を確保する。

イ 熱中症や感染症流行の未然防止のため、翌日の環境（「熱中症予防情報サイト」を活用）や本校の感染状況等により部活動が停止となる場合がある。急な連絡となることが予想されるため、部活動での連絡体制を整えておく。

## 5 体罰・ハラスメントの根絶及び不祥事等の防止

### (1) 体罰・ハラスメントの防止

ア 部活動は、学校教育の一環として行われるものである。「運動部活動での指導のガイドライン（H25・5月 文部科学省）」を参考にして、体罰や生徒の人間性を否定するような発言は許されないという認識をもち、指導に当たる。また、校長はこれを監督する。

### (2) 不祥事の防止

ア 部活動担当者は、指導に関する金銭や物品等を受け取らない。

イ 部活動担当者は、金銭に触れる機会をできるだけ少なくし、学校事務職員や保護者と連携して対応をする。

ウ 学校事務職員と連携して、部活動に係る諸経費を適切に運用し、それを公表する。

本方針は令和7年4月1日より適用する。